

観光地二次交通強化モデル事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光地における二次交通の充実を図るため、公益社団法人やまなし観光推進機構(以下「機構」という。)がJTB関東株式会社と協働で実施する観光地二次交通強化モデル事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる事業及び補助率)

第2条 前条に規定する事業及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、8月15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他必要な書類

2 機構は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 前号における軽微な変更とは、次に示すとおりとする。
 - イ 事業の内容に変更を伴わないもので、補助事業の各事業相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をいう。
 - ロ 補助事業等の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その変更内容が軽微であり、承認にかかはらしめるほどのことがないようなものをいう。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業着手時には事業目的及び事業概要を、事業完了後には事業検証結果を「山梨県バス研究会」へ速やかに報告すること。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金の交付は、精算払いとする。

(実績報告)

第6条 機構は、当該事業が完了した日若しくは第4条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第12条の規定による事業実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 実施状況の写真
- (4) その他必要な書類

2 機構は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金に係る経理)

第7条 機構は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

区分	対象経費	内容	補助率
宣伝・広報	需用費(印刷製本費)	チラシ・ポスターの印刷に要する経費	定額
検証	委託費	事業検証の委託に要する経費	定額

様式第1号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

観光地二次交通強化モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、観光地二次交通強化モデル事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称 観光地二次交通強化モデル事業
- 2 補助事業の目的及び内容 観光地二次交通強化モデル事業の宣伝・広報及び検証を行い、他地域における事業構築に資するため、観光地二次交通強化モデル事業費補助金交付要綱第2条に定める事業を実施する。
- 3 交付申請額 ¥
- 4 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他必要な書類

様式第2号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

観光地二次交通強化モデル事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により、事業計画を変更（中止・廃止）したいので、観光地二次交通強化モデル事業費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

様式第3号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

観光地二次交通強化モデル事業実績報告書

年 月 日付け観振第 号で交付決定のあったこのことについて、観光地二次交通強化モデル事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 実施状況の写真
- 4 その他必要な書類